

第5弾プレミアム付き商品券 取扱店募集要項

1. 商品券の発行概要

本事業の目的 本年5月8日、国では新型コロナウイルス感染症を感染症法の2類相当から5類に見直すなど、日常生活の回復と経済活動の活性化の両立を目指す動きが加速していますが、新型コロナウイルスの完全な収束が見通せないことに加え、ウクライナ危機や欧米の金利引き上げ等を背景とした円安の急伸、資源・原材料の高騰、消費者物価の上昇など、かつて経験したことがない経済環境の変化によって、市民生活や中小・小規模事業者の経営は厳しい状態が続いています。

そこで、この度第5弾プレミアム付商品券事業を実施し、市民生活と地元事業者への支援に取り組んでまいります。

商品券名称 なばり 暮らし応援商品券(発行者:名張商工会議所)
発行総額 3億2,000万円(プレミアム分1億2,800万円)
発行冊数 64,000冊
1冊(額面5,000円分)を3,000円で販売
1冊には500円券が10枚綴り
1冊内訳 中小店舗券(500円券)×6枚 大型店は利用できません
全店共通券(500円券)×4枚 大型店も利用できます

プレミアム率 約67%

取扱店募集期間 令和5年5月29日(月)~随時

第1次締切日時 令和5年6月15日(木)

※第1次締切分は市民に事業周知を行う際の一覧表に掲載

第2次締切日時 令和5年6月29日(木)

※第2次締切分は商品券の販売時に利用者へ配布する一覧表に掲載

以降は随時募集し、名張商工会議所HPで追加店舗として掲載

取扱店説明会 令和5年7月18日(火)、20日(木)、21日(金)

各日程 10時~、14時~、16時~、18時~

場所 名張産業振興センターアスピア 1階ホール

説明会への出席は任意

配布物受取期間 商工会議所で個別に配布物をお渡しします。説明会不参加の場合はお越してください。

令和5年7月24日(月)~ 平日の9時から17時まで

購入対象者 名張市民

商品券利用期間 令和5年8月1日(火)~10月31日(火)

商品券換金期間 令和5年8月8日(火)~11月30日(木)

商品券の購入方法については後日発表

2. 取扱店募集要件

- (1) 名張市内に店舗が立地していること
- (2) 取扱店募集要項を遵守すること
- (3) 対象外になる店舗
 - ・ 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う店舗
 - ・ 業務の内容が公序良俗に反する営業を行う店舗
 - ・ 役員等が暴力団、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している店舗

3. 取扱店登録料

- (1) 名張商工会議所の会員 無料
 - (2) 名張商工会議所の非会員

個人事業所	12,000円
法人事業所	30,000円
大型店	72,000円
- ※店舗毎に登録料が必要になります。

4. 本事業における店舗区分

本事業では2種類の商品券に区分して発行し、取扱店を「①大型店」と「②中小店舗」に区分します。

①大型店とは、小売店で売場面積が700㎡を超える店舗とします。また市内に同一法人の他店舗で700㎡を超える店舗がある場合も大型店に該当します。

②中小店舗とは「①大型店」に該当しない店舗とします。

5. 取扱店への申込方法

取扱店募集要項に同意のうえ、名張商工会議所ホームページ等より申込書をダウンロードし、必要事項を記入いただきお申込みください。

- (1) 名張商工会議所 会員の場合
登録料は発生しませんので、メール・FAX・持ち込み・郵送にてお申込みください。
- (2) 名張商工会議所 非会員の場合
登録料が発生しますので、必ず持ち込みにてお申込みください

6. 取扱店における厳守事項

- (1) 商品券は、物品の販売又はサービスの提供などの取引において利用可能です。
- (2) 商品券を現金化することはできません。
- (3) 商品券額面に利用額が満たない場合でも釣銭は出ません。また不足分は現金等で受け取ってください。
- (4) 利用期間を過ぎた商品券は受け取らないでください。
- (5) 商品券の紛失、滅失及び盗難又は、偽造、模造等に対し、発行者はその責を負いません。

7. 商品券の利用対象にならないもの

- (1) 国や地方公共団体等への支払い（税金、電気、ガス、水道料金等）
- (2) 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- (3) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (4) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入れ商品等の購入
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業への支払い
- (6) 特定の宗教、政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (7) 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預かりを除く）等の不動産に関わる支払い
- (8) 商品券の交換または売買
- (9) タバコの購入
- (10) その他、名張商工会議所及び取扱店が利用対象にならないと指定するサービスの提供、物品の購入

8. 取扱店の責務

- (1) 取扱店であることが明確になるよう、ポスターを利用者が分かりやすい場所に掲示してください。
- (2) 利用者が持ち込んだ商品券は受け取る前に問題がないかを確認してください。色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否し、その事実を速やかに警察署へ通報すると共に名張商工会議所まで報告してください。
- (3) 商品券を受け取った時は、他店での再使用を防止する為、商品券右上の点線に沿って切り取って、商品券部分を保管してください。
- (4) 商品券の交換及び売買は行わないでください。利用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引
に使用された商品券のみ換金可能です。
- (5) 取扱店自らの事業上の取引（商品の仕入れ等）に使用しないでください。
- (6) 利用者から受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店の責務とします。
- (7) 商品券の利用を見込んで通常よりも高い価格を設定するなど消費喚起の趣旨に反するような行為はしないでください。

9. 取扱店説明会について

取扱店を対象に本事業での注意事項の説明や配布物の受け渡しを行います。

説明会の参加は任意とします。会場は名張産業振興センター1階で行います。

<説明会日程> 所要時間30分ほど

令和5年7月18日（火） 10時～ 14時～ 16時～ 18時～

令和5年7月20日（木） 10時～ 14時～ 16時～ 18時～

令和5年7月21日（金） 10時～ 14時～ 16時～ 18時～

説明会へ不参加の場合は名張商工会議所まで配布物の受取りにお越しくください。

配布物受け渡し 7月24日（月）より 平日 9時から17時まで ※予約不要

10. 換金について

(1) 換金方法

お客様が使用された商品券と換金依頼書を名張商工会議所窓口へ提出してください。事務局にて使用済み商品券の確認を行い、小切手を発行させていただきます。

(2) 換金期間

令和5年8月8日（火）から令和5年11月30日（木）

場所：名張産業振興センター3階 会議室B

曜日：月曜日、水曜日、金曜日（祝日は除きます。）

時間：午前9時30分から午前11時30分まで、午後1時から午後4時30分まで

令和5年8月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

令和5年9月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

令和5年10月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

令和5年11月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

※塗りつぶしをしてある日が換金日です。

11. 取扱店の取り消し

申込書に虚偽の記載や、「取扱店募集要項」に違反する行為が認められた場合は、換金の拒否や取扱店の承認を取り消す場合があります。また違反により損害金が発生した際は請求する場合があります。

12. その他留意事項

(1) この「取扱店募集要項」に記載されていない事項は、名張商工会議所へお問い合わせください。

(お問い合わせ)

名張商工会議所 TEL:0595-63-0080 FAX:0595-64-3211